

仙台市環境影響評価条例施行規則（平成一一年規則第六号）新旧対照表

現行				改正後			
別表第一（第三条関係）				別表第一（第三条関係）			
事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件	事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件
一～五【略】				一～五【略】			
六 条例第二条第三項第六号に掲げる事業の種類	二条第三項第六号に掲げる事業の種類	【略】	【略】	六 条例第二条第三項第六号に掲げる事業の種類	二条第三項第六号に掲げる事業の種類	【略】	【略】
セ 事業用電気工作物である、太陽光を電気に変換する発電用のもの（以下「太陽光発電所」という。）の設置	セ 事業用電気工作物である、太陽光を電気に変換する発電用のもの（以下「太陽光発電所」という。）の設置	全地域	太陽光発電所の敷地面積が二十ヘクタール以上であるもの	セ 事業用電気工作物である、太陽光を電気に変換する発電用のもの（以下「太陽光発電所」という。）の設置	セ 事業用電気工作物である、太陽光を電気に変換する発電用のもの（以下「太陽光発電所」という。）の設置	全地域	太陽光発電所の敷地の面積が二十ヘクタール以上又は出力が八千キロワット以上であるもの
A地域	A地域	太陽光発電所の敷地面積が十ヘクタール以上であるもの		A地域	太陽光発電所の敷地の面積が十ヘクタール以上又は出力が四千キロワット以上であるもの		
B地域	B地域	太陽光発電所の敷地面積が五ヘクタール以上であるもの		B地域	太陽光発電所の敷地の面積が五ヘクタール以上又は出力が二千キロワット以上であるもの		
				森林地域	太陽光発電所の敷地の面積が一ヘクタール以上又は出力が四百キロワット以上であるもの		
ソ 太陽光発電所の変更	ソ 太陽光発電所の変更	全地域	太陽光発電所の敷地面積が二十ヘクタール以上増加することとなるもの	ソ 太陽光発電所の変更	太陽光発電所の敷地の面積が二十ヘクタール以上又は出力が八千キロワット以上増加することとなるもの	全地域	太陽光発電所の敷地の面積が二十ヘクタール以上又は出力が八千キロワット以上増加することとなるもの
A地域	A地域	太陽光発電所の敷地面積が十ヘクタール以上増加することとなるもの		A地域	太陽光発電所の敷地の面積が十ヘクタール以上又は出力が四千キロワット以上増加することとなるもの		
B地域	B地域	太陽光発電所の敷地面積が五ヘクタール以上増加することとなるもの		B地域	太陽光発電所の敷地の面積が五ヘクタール以上又は出力が二千キロワット以上増加することとなるもの		
				森林地域	太陽光発電所の敷地の面積が一ヘクタール以上又は出力が四百キロワット以上増加することとなるもの		
七～三十五【略】				七～三十五【略】			
備考							
一 【略】	一 【略】			二 【略】	二 【略】		
二 【略】				三 【略】			
三 【略】				四 「森林地域」とは、森林法第二条第一項に規定する森林の区域をいう。			

## 附則

### (施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行により新たに仙台市環境影響評価条例（平成十年仙台市条例第四十四号。以下「条例」という。）第二条第三項に規定する対象事業となる事業（以下「新規対象事業」という。）であって、次に掲げるもの（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは仙台市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）第三十八条第一項において読み替えて準用する規則第三十条第一項若しくは第二項に規定する修正のみをして実施されるものに限る。）については、条例第三章から第六章までの規定は、適用しない。ただし、施行日から起算して五年を超えて当該新規対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。

一 施行日前に杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成十六年仙台市条例第二号）第十一条第一項の開発事業計画書を提出した事業

二 施行日前に規則第十五条に規定する準備書の提出の時期を経過した事業

三 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第一号の補助金若しくは同項第二号に規定する負担金、補助金等交付規則（昭和五十一年宮城県規則第三十六号）第二条第一号の補助金若しくは同項第三号に規定する負担金又は仙台市補助金等交付規則（昭和五十五年仙台市規則第三十号）第二条第一号の補助金等（補助金又は負担金に限る。）の交付の決定がなされた事業